

令和5年度 保健センター事業計画

1 新型コロナウイルス感染症対策

令和5年5月8日付で新型コロナウイルス感染症が感染症法上の5類に位置付けられたが、引き続き感染拡大防止に向けた取組を行っていく。

(1) 新型コロナウイルス感染症に係る発熱相談、健康相談及び感染対策の啓発・活動

感染対策の一環として、市内介護保険サービス事業所(93ヶ所)に抗原検査キットの要否を照会し、希望する事業所にキットを配布。

(2) 新型コロナウイルスワクチン接種体制確保運営業務

令和5年度よりワクチン接種対策室を廃止し保健センターの業務として位置付けることとなった。ワクチン接種に係る接種業務に係る一連の管理運営を実施。

(3) 国立市健康危機管理対策本部の廃止、国立市感染症対策連携会議の設置

5類移行に伴う政府対策本部の廃止を受け、国立市健康危機管理対策本部を5月8日付で廃止した。また、国立市の感染症に係る防疫その他の対策について、関係部局が情報の共有、体制の確認及び対応の検証等を行うため、国立市感染症対策連携会議を5月22日付で設置した。

(4) 「(仮称) 新型コロナウイルス感染症に係る対応の振り返り報告書」の作成

新型コロナウイルス感染症が感染症法上の5類移行を区切りとし、この間の対応を振り返り、その成果や課題について取りまとめることにより、今後の感染症時の対応力を高め、市民の安全な生活の維持を維持し、継続的な行政運営を行っていくことを目的に「(仮称) 新型コロナウイルス感染症に係る対応の振り返り報告書」を作成する。

2 個別のヘルスチェック

(1) 内科的な健診(いずれも指定医療機関で実施)

ア 「国立市特定健康診査」

- ・対象は40歳～74歳の国立市国民健康保険加入の方
- ・法律で定められている特定健診項目と国立市独自の付加健診項目を上乗せして実施

イ 「国立市健康診査」

- ・対象は40歳以上の生活保護受給者等無保険者の方
- ・健診項目はアと同様

ウ 「国立市健康診査(付加健診)」

- ・対象は40歳以上の社会保険等加入者の方

・加入保険者が実施していない国立市独自の付加健診項目のみ受診できる
なお、令和5年度は特定健康診査等実施計画(令和6年度～11年度)を策定予定。

(2) 結核予防事業

特定健康診査にあわせて胸部レントゲン撮影を実施

(3) 肝炎ウイルス検診

当年度中に40歳を迎える方及び過年度に当検診未受診の方に実施

(4) 成人歯科健診(指定医療機関にて実施)

40歳以上の方を対象に歯周病や齲歯の状況等をチェックする口腔内診査を実施。75歳以上は口腔機能検査事業を同時実施。

(5) 地域型訪問歯科健診事業

通院の歯科健診を受けることができない歩行困難な高齢者に対して、適切な歯科健診及び口腔衛生指導等の確保を図るため、地域施設を利用したの歯科健診及び個別に家庭を訪問したの歯科健診を実施し、健康の保持、増進に寄与する。

3 個別のヘルスサポート

保健師、管理栄養士による電話及び訪問による相談のほか、以下の事業を実施。

(1) 特定保健指導

「国立市特定健康診査」「国立市国民健康保険人間ドック」の結果、特定保健指導の対象となった方に対し、個別相談・運動指導・栄養指導等を実施する。年48回の予定。新型コロナウイルス感染症拡大に伴い、ICTを活用した遠隔面接も実施。

令和5年度より市医師会に委託し、特定健診を実施した医療機関において、健診結果説明時に特定保健指導の初回面接を実施することを委託。

(2) 健康・栄養相談(奇数月:第1・3・4水曜日、偶数月:第1・3水曜日)

保健師、管理栄養士による個別相談。年30回の予定。

(3) ウエルエイジング～からだ測定会～

市民が気軽に立ち寄ることができ、自分のからだの状態を知り健康行動に移すきっかけ作りとなる場として測定会を実施。体組成測定、歩行姿勢測定、AGEs(終末糖化産物)測定をしながら、その市民個人に合った運動や事業の紹介を行い、「動く、食べる、話す」をキーワードに運動、栄養、社会参加の情報提供と推奨を行う。保健センターでの測定会年12回を予定。地域のグループからの依頼に基づき訪問も実施する。

(4) 血管長持ち大作戦

糖尿病や慢性腎臓病の重症化予防として、健康診査等で血圧値や血糖値、腎機能の異常値を指摘された40～74歳の方を対象に、体組成計による測定、集団講話、個別相談等を

実施し、適切な受診行動と生活習慣の改善を目指す。年2日間×2コース予定。

(5) 血管元気大作戦

健康診査等で血圧値や血糖値、腎機能の異常値を指摘された75歳以上の方を対象に、重症化予防を目的に実施。

(6) 電話、メール、窓口による個別相談

新型コロナウイルス感染症感染防止対策をしながら、随時実施。

4 がん検診事業

検診種目別に受診対象年齢を設けて、「がん」の早期発見、早期治療につなげ、がんの死亡率を下げることを目標に行っている。

(1) がん検診精度管理向上事業

がん検診の受診率向上のため、平成29年度より、がん検診専用電話を開設。申込方法を電話、市ホームページ、ファクシミリ、メール、はがき、窓口とした。1次検診の受診勧奨のためのチラシを全戸配布、個別勧奨通知(40歳～70歳未満)、要精密検査対象者への電話勧奨など、受診率・精度管理の向上を目指す。

(2) 胃がん・肺がん・大腸がん検診

胃がん検診・肺がん・大腸がん検診は40歳以上の希望者を対象に集団検診。

ア 胃・肺・大腸がん(単独・2・3セット)保健センターで車検診 年5回実施(予定)

イ 胃・肺・大腸がん(単独・2・3セット)立川北口健診館で施設検診 随時実施

(3) 子宮頸がん検診

20歳以上(2年に1回)を対象に、子宮頸がん検診を市内医療機関にて実施
検診期間は当年5月から翌年2月まで

(4) 乳がん検診

40歳以上(2年に1回)の希望者を対象に、立川市内指定医療機関で視触診とマンモグラフィを実施。保健センターで、女性スタッフによる車検診を実施。ブレスト・アウェアネス(乳房を意識する生活習慣をつける)ことを目的に、日頃の生活に乳がんの自己検診法を定着できるよう、乳房がんモデルを使用し受診者に健康教育を行っている。

女性スタッフによる車検診は、令和4年度から1回増やし、年度内に4回実施予定。

(5) 大腸がん検診

ア 特定健康診査のセット受診(国民健康保険加入者、後期高齢者医療制度加入者、医療保険非加入者を対象)

国立市の大腸がん検診の受診率向上のため、特定健康診査とのセット受診を平成29年度から実施。

イ 市内単独受診

(6) 胃内視鏡検診

令和3年度から50歳以上を対象に、内視鏡による検診を実施。検診間隔は2年度に1回。

(7) がん患者医療用補正具購入費助成

令和4年度より、がんに罹患された方の治療と就労等、社会参加の両立を支援することを目的に、療養生活の質の向上と経済的負担の軽減を図るため、医療用ウィッグ及び乳房補正具の利用者に購入費用の助成を実施する。申請1回、上限20,000円。

5 予防接種事業

予防接種は、感染の恐れのある疾病の発生及びそれらのまん延、重症化を予防するための措置として定期の予防接種を実施。

保健センターでは高齢者を対象とした予防接種法施行令B類疾病である(1)の2種類の予防接種を実施。

令和5年度より、組織改正による新型コロナウイルスワクチン接種対策室の廃止に伴い、新型コロナウイルスワクチン接種事業についても保健センター事業として実施していく。また、任意予防接種である带状疱疹ワクチンの助成事業も6月より実施。

(1) 定期予防接種(いずれも予防接種指定医療機関で実施)

ア 高齢者肺炎球菌

・対象は65歳、及び70、75、80、85、90、95、100歳で一度も受けたことがない方を対象

イ インフルエンザ

・対象は65歳以上

(2) 臨時予防接種

ア 新型コロナウイルスワクチン接種

・厚生労働大臣の指示に基づき、新型コロナウイルスワクチン接種を行う。令和5年度は「令和5年春開始接種(初回接種を完了した65歳以上の者、5～64歳の医療従事者・基礎疾患保有者等)」、「令和5年秋開始接種(初回接種を完了した5歳以上の者、予定)」を主に行う。

(3) 任意予防接種

ア 带状疱疹予防接種助成事業

・50歳以上の市民を対象に、带状疱疹ワクチンの接種費用の助成を行う。生ワクチンは5千円、2回接種の必要な不活化ワクチンは1回につき1万円を上限に助成する。

(4) 予防接種健康被害者救済対策事業【子育て支援課】【健康まちづくり戦略室】

定期予防接種による健康被害者に対し、予防接種法に基づき障害年金等を支給する。

6 健康増進事業 地域におけるヘルスアップ

(1) 健康づくり推進員活動支援事業

平成29年度から自発的な健康づくり活動の推進及び健康無関心層を含む地域住民等の健康づくり活動を推進する担い手として、Felice Kunitachi(フェリーチェくにたち)国立市健康づくり推進員を育成している。保健師・栄養士が養成講座・現任研修を企画運営し、国立市の健康づくりを円滑かつ効果的に推進するために必要な知識と実践の場となるよう努めている。また、主な活動として、毎週火曜日午前10時30分から谷保第4公園にて「くにたちオリジナル体操」を実施し、健康づくりの普及啓発に努めている。その他、各種イベントへの参加や避難所運営訓練などの派遣依頼にも参加している。

(2) 高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施（ハイリスクアプローチ）

広域連合の委託を受け保険年金課、高齢者支援課との連携のもと、後期高齢者の健康寿命延伸を目的に、百歳体操、生活習慣病の重症化予防事業を実施。

ア 地域の団体向けに、高齢者の筋力向上のための「いきいき100歳体操」の普及と地域づくり

イ 事業所等の団体向けに健康講座

(3) 健康ウォーキングマップ

市内に健康ウォーキングマップを配置し、全9コースについて市民へ周知している。

令和5年度は、現在発行している9つのウォーキングマップを1つにまとめ、思わず手に取って歩きたくなるような新しい健康ウォーキングマップを作成する。庁内関連部署が連携することで、ウォーキングに必要な情報及びまちを歩きたくなるような情報を効果的に盛り込み、一層の需要を喚起するとともに、ウォーキングへの志向を誘導し、市民の健康増進を図る。完成後は有償刊行物として頒布する。

(4) みんなの公園は青空ジム体操

コロナ禍において継続した運動が出来なくなった方や、屋外において道具がなくても体操をしたい方に向けて令和4年度に作成した「みんなの公園は青空ジム～1人でもできる簡単体操～」を、令和5年度も実施する。

(5) 健康教育

ア 保健センター主催による健康についての講演会のほか、地域団体からの要請により保健師、栄養士による講師派遣及びイベントへの参加。

イ こころの健康づくりとしてゲートキーパー研修の実施。パンフレットの配布等の啓発活動の実施。また、教育委員会と連携し、市内小学校8校、中学校1校で「SOSの出し方に関する教育」について保健センター保健師が授業を行っている。

ウ 学校との連携事業として保健師、栄養士による講師派遣。

エ YouTube動画の作成、各種健康情報チラシ等の作成。

(6) 健康づくり事業における事業者連携

健康づくりに関する知識、情報、技術等を有し、国立市の健康づくり事業に賛同する事業者と連携及び協力するため、協定を結び健康づくりを推進する。

ア 高齢者支援課と連携し、市施設に熱中症予防のポスターを掲示。

イ 市が包括連携協定を締結している大塚製薬株式会社と連携し、「女性の健康週間」にちなんだ講演会及び普及啓発事業を実施予定。

ウ 市が健康づくり等に関する連携協定を締結している明治安田生命保険相互会社と連携し、市の健康事業等に係る情報を周知

(7) 健康まちづくり戦略の策定

令和4年度に策定した「国立市健康まちづくり戦略基本方針」に基づき、令和5年度は市民意識調査等を行ったうえで、重点的な取組等を示した「(仮称)健康まちづくりプラン」の策定を行う。

7 保健医療に関すること

(1) 休日救急診療事業(国立市医師会、国立市歯科医師会、国立さくら病院に委託)

ア 休日診療・休日準夜診療「休日診療センター」(医科)

(昭和56年1月より実施) ※国立さくら病院には令和4年度から委託

休日診療(10:00～16:30)、休日準夜診療(18:00～21:00)

イ 休日救急歯科診療「さくら休日歯科応急診療所」(歯科)

(昭和58年5月より実施)

休日診療(10:00～16:30)

(2) 骨髄移植ドナー支援事業

日本骨髄バンクが実施する骨髄バンク事業において、骨髄・末梢血幹細胞移植の提供を行ったドナーやドナーが勤務する事業所に奨励金を支給する。ドナーには1日につき2万円、ドナーが勤務する事業所には1日につき1万円を交付し、通算7日を上限とする。

(3) 大気汚染健康障害者医療費助成事務

喘息等の大気汚染健康障害者医療費助成申請書等の受理等に係る事務を行う。

8 その他

(1) 犬の登録事務等

犬の登録、鑑札及び注射済票の交付事務等。公示事務を行う(東京都からの委任事務)。令和4年6月1日から犬・猫のマイクロチップ登録制度が義務化されたが、当面の間、犬の鑑札交付事務については実施する。

(2) 保健センター外壁等改修工事

令和4年度に行った実施設計に基づき、外壁及び屋上防水等の改修工事を実施。

工期 令和5年5月2日～令和5年12月1日

9 市政に関する会議体など

(1) 健康まちづくり戦略推進会議

令和4年度作成の国立市健康まちづくり戦略基本方針の下、令和5年度国立市健康まちづくり戦略プランを作成予定。

(2) 健康増進計画推進会議の運営

庁内の横断的組織として、健康増進計画の推進と評価等について協議する。

(3) 国立市公共施設における受動喫煙防止対策の推進

改正健康増進法及び東京都受動喫煙防止条例に基づき、市の公共施設における受動喫煙防止対策の推進を図る。

(4) 庁内保健師連絡会議の運営

各部署の活動についての情報交換及び健康課題の共有と対応策を検討し実施する。
地域保健師等活動事業の事務局として調整、実施。

(5) 庁内栄養連絡会議の運営

各部署の活動についての情報交換及び食育課題の共有と対応策を検討し実施。

(6) 保健センター運営審議会の運営

保健センターの運営その他必要な事項について審議することを目的に設置された運営審議会について、事務局として調整、実施。

以 上